本の多のの情報





おがたチューリップフェスタ(女性部会が植えたトラックの花模様)

TOPICS・重要なお知らせ

- 協会費等納入の変更について
- 円滑な価格転嫁の実現に向けて
- パートナーシップ構築宣言の促進



公益社団法人大分県トラック協会

大分市向原西1丁目1-27 TEL 097-558-6311 FAX 097-552-1591 URL http://www.ota.or.jp

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

回覧印								
回覧印								

目 次

以 F	ヒックス	
(1)	協会費等納入の変更について	1
(2)	大分県エコタイヤ購入支援事業の創設	1
(3)	「標準的な運賃」収受に向けた啓発活動	2
(4)	第2回 自動車運送事業者自動車無事故九州運輸局長表彰伝達式	3
(5)	令和4年度 防災セミナーを開催	3
(6)	「おがたチューリップフェスタ」の実行委員が来協	4
(7)	自動軸重計を活用した指導取締りを開始	5
(8)	街頭啓発活動 (事故ゼロの日) の実施結果	6
(9)	支部だより	8
☆女┪	性部会だより	10
☆行ⅰ	政だより	
(1)	円滑な価格転嫁の実現に向けて	12
(2)	大分県における価格交渉促進月間の取組について	13
(3)	パートナーシップ構築宣言の促進	14
(4)	「働きやすい職場認証制度」令和5年度申請スケジュールのご案内	14
(5)	取り組もう、再配達削減!!	15
(6)	G7広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について	16
☆国	脱だより	17
☆大⁄	分産業機械技能教習 所だより	18
☆陸 ź	災防だより	19
☆お タ	知らせ	
(1)	令和 5 年度 大分県交通安全県民運動実施要綱	21
(2)	大分県大分土木事務所よりお知らせ	24
(3)	車検ステッカー貼り付け位置変更のお知らせ	25
(4)	NASVAからのお知らせ	26
(5)	会員名簿訂正方のお願い	27
(6)	燃料情報	27
(7)	行事予定表	29
(8)	帳票関係FAX注文書	30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。 閲覧用パスワードは「6311」です。

協会費等納入の変更について

現在、協会費等の納入は、原則毎月請求としておりましたが、全国状況では、四半期請求以上が全体の79%(37ト協)(うち半期請求が53%(25ト協))となっています。

こうした状況等を踏まえ、令和5年2月24日開催の理事会において、下記のとおり**令和5年 10月より半期請求へ変更**させていただくことになりましたので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和5年4~9月までの請求は現状どおりの請求とさせていただきます。 ご不明な点等ありましたら、協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問い合わせ下さい。

1. 変更内容(令和5年10月より実施)

	現 状	変 更
① 請求根拠	毎月の届出データで確定、請求	前年度3月末の届出データで確定、請求
②請求時期	月:月初請求、20日払	半期:4~9月分を5月月初請求、当月20日払 10~3月分を10月月初請求、当月20日払
③ 領 収 証	発行	原則廃止

2. 今後のスケジュール

令和5年度				※◎引落、	振込依頼月				
10月	11月	12月	1月	2月	3月				
令和5年10月~令和6年3月分:10月月初に請求									
0									

3. その他

- (1) 現在、半期・年請求の事業者におかれましては、別途ご連絡を差し上げます。
- (2) 陸災防大分県支部会費は、上記同様の取り扱いとなります。
- (3) 大分県トラック協会支部会費は、上記1の①を除いて同様の取り扱いとなります。 以上、ご了承の程よろしくお願いいたします。

大分県エコタイヤ購入支援事業の創設

今般、燃料サーチャージ制度の浸透を図るため、大分県の補正予算でエコタイヤ購入支援事業が創設されました。

◎事業内容:燃費の向上を図ることが出来るエコタイヤへの交換費用の一部助成を行う

◎対 象:県内に事業所を有する運送事業者

申請にあたっては、燃料サーチャージの導入について、荷主との交渉記録(具体的な内容が確認できる資料)等の提出を必須とする

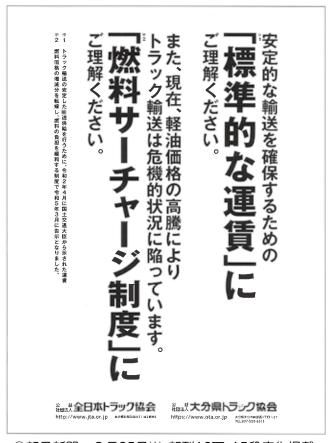
◎助成金額:エコタイヤ1本につき5千円を助成。1事業者あたり最大10万円(20本相当)

◎必要予算: 5,380万円

※詳細は、要綱が策定次第お知らせします。

「標準的な運賃」収受に向けた啓発活動

今般、新聞5紙に「標準的な運賃」および「燃料サーチャージ制度」への理解を求める広告を 掲載いたしました。



◎朝日新聞 3月25日 朝刊16面 15段広告掲載

安定的な輸送確保するための 「標準的な運賃」にご理解ください。

また現在、軽油価格の高騰によりトラック輸送は危機的状況に陥っています。

「燃料サーチャージ制度」にご理解ください。

※1 トラック輸送の安定した輸送供給を行うために、令和2年4月に国土交通大臣から示された運賃 ※2 燃料価格の増減分を転嫁し、燃料の負担を緩和する制度で、令和5年3月に告示となりました。

公益社団法人
全日本トラック協会

公益社団法人 大分県トラック協会 TEL.097-558-6311 https://www.ota.or.jp

◎毎日新聞 3月27日(月)朝刊21面 5段広告掲載 ◎大分合同新聞 3月28日(火)朝刊6面 5段広告掲載 ◎西日本新聞 3月28日(火)朝刊20面 5段広告掲載 ◎読 売 新 聞 3月29日(火)朝刊31面 7段広告掲載

第2回 自動車運送事業者自動車無事故九州運輸局長表彰伝達式 ~株式会社 鶴見運送が受賞~



大分運輸支局(髙原哲支局長)は3月10日、大分市大洲浜の同局会議室において、令和4年度「第2回自動車運送事業者自動車無事故九州運輸局長表彰」の伝達式を開催した。

はじめに、今回受賞した㈱鶴見運送の三浦政人社長に髙原哲支局長から表彰 状が贈られた。

高原支局長 続いて、高原支局長が「本日の受賞は、経営陣の皆様はもとより、日々最前線で活躍されている運転者や運行管理者、整備管理者の皆様のご尽力の賜であり、今日の受賞を従業員の皆様にもお披露目していただきたい。自動車運送事業は大変厳しい状況の中でも、国民生活や我が国の経済を支えるため、日々歩みを止めることができない極めて重要な事業である。しかしながら、ひとたび事故を起こすと社会的な信頼を失うばかりか、会社に大きな損害を与えることにもなりかねない。国土交通省として、事業用自動車の事故防止を目的として、事業用自動車総合安全プランや事業用自動車の運転者の健康マニュアルなどを作成し、事故防止に取り組んでいるところである。大分運輸支局としても、事故ゼロの実現を目指し、引き続き輸送の安全確

保、事故防止に取り組んで参る所存である」と述べた。 九州運輸局では、管轄に属する自動車運送事業者の

自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に、自動車運送事業者が所定の期間中にその責任に属する自動車事故がなく、且つ、運輸業務の成績が優良である事業者に対して年に2回、自動車運送事業者の無事故に関する九州運輸局長表彰を実施している。



令和4年度 防災セミナーを開催 ~南海トラフ等の大規模災害に備え、近隣企業や住民も参加~



板井講師

公益社団法人大分県トラック協会(仲浩会長)は3月3日、大分市向原西の大分県トラック会館五階大会議室において、令和4年度「防災セミナー」を開催した。

はじめに、多くの災害で亡くなられた方に対して参加者全員で一分間の黙 祷した後、中野健造総務企画副委員長が「未曾有の災害をもたらした東日本 大震災からまもなく12年の年月が経とうとしている。あの大震災では15,899

名の尊い命が失われ、未だに2,526名の方の行方が不明となっており、決して忘れてはならない 大震災である。大分県においても、2016年の熊本地震をはじめ、2020年の7月豪雨災害など、近 年過去に例の無い大災害が発生し甚大な被害が出ている。この会館は津波避難ビルに指定されており、津波等による被災の際には、近くの住民の方が避難し、短期間ではあるが約100名分3日間の食糧と毛布等を備蓄している。本日のこのセミナーは南海トラフといった、迫り来る大きな災害への備えと心構えをテーマにご講演をお願いしている。今一度、災害対策をしっかりと考え、有事に冷静に対応する備えなどを考えていただきたい」とあいさつした。

講演は、元臼杵市消防長で現在は大分大学減災・復興デザイン教育研究センター防災コーディネータの板井幸則氏を講師に迎え、「南海トラフといった迫り来る大規模災害への備え、そして心構え」をテーマに、同氏が大分県緊急消防援助隊(臼杵隊隊長)として人命救助活動を行った東日本大震災の被災地での体験談などを交え、東日本大震災の教訓と災害から得た生き抜くための備えについて講話した。

はじめに、現在の防災コーディネーターとしての活動を説明、防災教育への取り組みで各自治体や学校での避難訓練指導や災害ボランティアについて説示し、続いて東日本大震災の教訓として、津波発生時の動画や街の写真などで被害の大きさを示し、のちに"釜石の奇跡"と呼ばれた釜石東中学校や鵜住居小学校、大川小学校の避難行動の記録を説示した。釜石市の防災教育「避難三原則」①想定を信じるな②最善を尽くせ③率先避難者たれ、ならびに震災以前から釜石市に伝わってきた津波に対する教え「命てんでんこ」より、①日頃から話し合う②家族との信頼関係③必ず生きて帰るを紹介し、学校防災や地震発生時の屋内・屋外での行動、地震被災地における

犯罪への対策、被災者の体験談を紹介したのち、まとめとして、次の災害発生に備え、①一年に一回は必ず訓練を実施する"訓練は失敗しても良い。訓練後の検討会は必須②日頃から気象情報などを活用する"判断力を養う"③物の備えだけでなく、心の備えも必要"家族で避難について話し合う"ことで、災害リスクへの理解を深め、正しく恐れることが重要であると述べた。



▍おがたチューリップフェスタ」の実行委員が来協

豊後大野市緒方町の道の駅「原尻の滝」周辺で開催される「おがたチューリップフェスタ」の 実行委員5名が、3月23日に大分県トラック協会へ来協した。

令和4年12月3日に大分県トラック協会女性部会がボランティア活動として、フェスタ会場である道の駅周辺の圃場でチューリップの球根、6種類・約14,000球を植え付けしたことへの御礼に訪れたもので、「女性部会の方がお手伝いした箇所も含め130種30万本のチューリップが咲き誇るイベントに、是非訪れてほしい」と、実行委員の皆さんから早咲きのチューリップ3鉢が協会に贈られた。

同フェスタは、今回が31回目を迎え、市内外の有志・ボランティアにより植え付けられた色鮮やかなチューリップが咲き誇り、県内外から多くの見物客が訪れるこの時期の恒例のイベントである。

今年も、4月3日から16日まで、道の駅「原 尻の滝」周辺で開催される。なお、新型コロ ナウィルス感染防止のため運休していたシャ トルバスも3年ぶりに運行(緒方総合運動公



園~道の駅「原尻の滝」往復運行)する予定となっている。

自動軸重計を活用した指導取締りを開始

令和5年4月1日から、高速道路等において自動軸重計を活用した指導取締りが開始される。 重量を違法に超過した大型車両の通行は、橋梁等の道路構造物への疲労蓄積が懸念されるほか、 違反車両による事故は死亡事故等の重大事故に結びつきやすく、事故車両及び散乱した積荷の撤 去作業には相当時間を要し、社会経済活動に与える影響が大きい。

今般、高速道路等でも従来の料金所等での指導取締りとあわせて、自動軸重計を用いた指導取締りが開始され、事業者に対する法令遵守の意識の徹底と道路構造の保全と交通の危険防止が図られる。

自動軸重計により高速道路等を通行した違反 車両の実態を把握、違反を繰り返す事業者に対 しては、警告及び是正指導が行われる。

さらに、警告及び是正指導を繰り返し受けた うえで更に違反走行をした事業者に対して、是 正指導内容等の公表、特殊車両通行許可の取消 し、告発等が行われる。

◎運用開始日 令和5年4月1日

◎対象路線

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路が対象となる。

軸重超過にご注意! 高速道路では、「軸車超過」で走行すると料金所また 速道路本線にある表示板で「軸重超過」と警告し ています。ご注意ください。 り返し「軸重超過」と確認された場合、高速 の大口・多頻度割引制度での違反点数を科す場合 があります。 高速道路本線での「軸重超過」表示 「軸重超過」での走行は、 反です。また、道路 を傷め、横転事故など重大な事故につながる危険性が 高まります。 ※「軸重」とはそれぞれの車軸にかかる重量で、法令違反 である軸重20 t の車が走行すると、道路への影響は 軸重10tの車の約4000倍になります。 ※車両の総重量が一般的制限値以下でも、荷物の積み方が 偏っていると軸重超過となる可能性があります。 回土交通省 JTA 全日本トラック協会 **永永平 日本将物源水均用組合連合会** ★ 東日本高速道路株式会社 ★ 中日本高速道路株式会社 ★ 西日本高速道路株式会社 ▲ 首都高速道路株式会社 → □ 阪神高速道路株式会社 ● 切 本州四国連絡高速道路株式会社 独立行政法人 日本高速道路保有·債務返済機構

街頭啓発活動 (事故ゼロの日)の実施結果 〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部·分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動 を実施しています。以下は、令和5年3月に実施された活動です。

[3月に実施した支部・分会の街頭啓発活動]

支部名。	/分会名	時間	場所	事業所数	人数	実施日
大 分 西	中央西	7:30~ 8:00	大分市新川町 新川交差点	5社	5人	3月20日
	大分南	7:30~ 8:00	由布市 由布庁舎前	4社	9人	3月20日
大分東	大分東	16:40~17:00	大分市 大分東警察署前	7社	7人	3月20日
別	別府	7:30~ 8:00	杵築市 塩田交差点	5社	14人	3月20日
- 県 北	中津	7:40~ 8:10	中津市 田尻交差点	12社	20人	3月20日
宋 · 礼	宇 佐 · 豊後高田	7:40~ 8:10	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9社	10人	3月20日
西部	玖 珠	7:30~ 8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	3月20日
	日 田	7:30~ 8:00	日田市 玉川交差点	5社	6人	3月20日
県南	臼 津	11:00~11:30	津久見 津久見幹部交番前	15社	15人	3月20日
宋 ド	佐伯	7:30~ 8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	8社	9人	3月20日

※3月27日現在、報告受理分のみ掲載

参加:73社、延べ99名

街頭啓発活動の様子



▶大分西支部が大分中央署と南署に交通安全グッズを寄贈

大分県トラック協会大分西支部(三宮俊二 支部長)は3月1日、大分中央署と大分南署 に交通安全グッズを寄贈した。

大分中央署で寄贈式が行われ、三宮俊二支 部長と坂本光広副支部長、薬真寺朗彦副支部 長の3名が矢野哲幸大分中央署長と後藤和樹 大分南署長に目録と寄贈品を贈呈した。

グッズは、反射材付きのたすき300本、シール340枚などで、事故防止を呼びかける街頭 啓発活動などの際に署員が配布する予定。

三宮支部長は「少しでも交通事故を減らす ため、歩行者らに身に付けてほしい」と話した。



前列左から、矢野大分中央署長、坂本副支部長 三宮支部長、薬真寺副支部長 。 後藤大分南署長

▶ 県南支部が親睦ゴルフコンペを開催 ◀

大分県トラック協会県南支部(中野健造支部長)は2月19日、臼杵市吉小野の臼杵カントリークラブにおいて、親睦ゴルフコンペを開催した。

県南支部の会員及びその就業員等52名が参加して行われたゴルフコンペは、和気あいあいのうちにも、日頃鍛えた腕前を披露する絶好の機会とばかり、好成績を目指してクラブを振り熱戦が繰り広げられた。

結 果

優勝齋藤信也

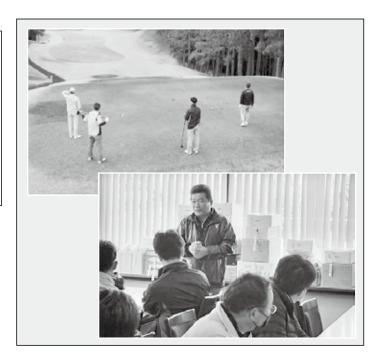
(侑)トランスポートサービス・ミエノ)

準優勝 藤沢治男

(臼杵運送株)

第3位 安東彰人

(衛福伸急送)



▶ 県北支部が警察署 (中津、宇佐、豊後高田) に交通安全グッズを寄贈 ◀

大分県トラック協会県北支部 (栗林孝一郎支部長) は、令和5年3月29日に栗林支部長と米澤洋治監事が宇佐警察署 (髙倉智勝署長) を、村本茂副支部長が中津警察署 (河野康成署長) を、翌30日には栗林支部長と松村政樹副支部長が豊後高田警察署 (安倍耕太郎署長) を訪れ、各署に交通安全グッズ (反射タスキ) を寄贈した。

寄贈した反射タスキは交通安全週間等で配布され、地域の交通安全活動に活用される予定である。

宇佐警察署の贈呈式



宇佐署の贈呈式の様子



中央は髙倉署長、右隣は栗林県北支部長、 さらに右隣は米澤監事

中津警察署の贈呈式



中津署の贈呈式の様子 全河野署長 句村本副支部長

豊後高田警察署の贈呈式



豊後高田署の贈呈式の様子 左から、松村副支部長、栗林支部長 安倍署長、茅野敏光副署長

スパビーチ・的ケ浜公園で清掃活動を実施





大分県トラック協会女性部会(加来美恵子部会長)は3月18日、別府市北的ケ 浜町のスパビーチ的ヶ浜公園において清掃活動を行った。

当日はあいにくの曇天模様で少し肌寒い気温ではあったが、女性部会員と部会 員企業から26名が参加した。

加来部会長 はじめに、加来美恵子会長が「女性部会の清掃活動は一昨年に中津で開催して 以来2回目となる。女性部会は設立当初からコロナウィルスの影響からなかなか活動が出来な

かったが、今年度は勉強会やボランティア活動など多くの 活動が出来た。これも皆さんのご協力のおかげであり感謝 申し上げる。本日は一時間程度ではあるが、皆さんとの交 流を深めながら、今後に繋がるよう楽しく清掃活動を行い たいので、よろしくお願いしたい」とあいさつした。



続いて、事務局から清掃範囲等の説明が行われたのち、

参加者は別府市から提供されたゴミ袋を持ち、 公園側と砂浜側に分かれて清掃活動を開始し

波風の影響なのか、あまり目立ったゴミは無 かったが、参加者は砂や草に埋もれていたプラ スチック片や吸い殻などを丁寧に拾い集め、か なりの量の分別ゴミが回収された。





大分県トラック協会女性部会(加来美恵子部会長)は3月15日、大分県トラッ ク会館3階中会議室において、「第2回 勉強会」を開催した。

三井住友海上経営サポートセンターの冨永剛生氏を講師に招き、「運送業の 『2024年問題』への労務対応セミナー〜新・改善基準告示についても解説〜|と題 する講習を行った。

冨永講師

はじめに、2024年問題について、働き方改革に伴う労働関連法(自動車運転業務:年960時間の 罰則付時間外労働上限規制や60時間超割増率引上げ(2023年問題)とそれに伴う就業規則の変更 などが解説され、長時間労働における企業の責任(36協定違反、安全配慮義務違反、労災・行政 処分、炎上・風評リスク) や時間外労働上限規則の罰則(30万円以下の罰金もしくは6ヶ月以下の 懲役) などのリスクを挙げ、改善基準告示の改正における①1ヶ月(原則284時間)及び1年の拘 束時間②1日の拘束時間(最大15時間)③休息期間(勤務終了後、継続11時間以上が基本)④運転 時間・連続運転時間(従前どおり。但し、連続運転時間において当該運転の中断は休憩とする)⑤ 予期しえない事象(事故や故障、災害等の予期し得ない事象に遭遇した場合、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間・運転時間(2日平均)・連続運転時間について、その対応に要した時間を除く)⑥分割休息(勤務終了後継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上の分割休息期間)⑦2人乗務の特例(車



両内ベッド等がある場合、拘束時間は24時間まで延長可能)などを詳細に解説した。

続いて、脳・心臓疾患に係る労災請求や労災認定基準の改正について説明が行われたのち、「2024年問題への対策」について具体的な内容を示して解説が行われた。

対策のポイントとして①労働時間の管理とその削減②ドライバーの賃金維持③適正な運賃・料金の収受を掲げ、実態に基づく拘束時間・時間外労働の問題点の抽出、IT導入の検討、荷主などの取引先との協力、恒常的な荷待ち時間の改善、労働基準監督署による荷主への要請などを指摘。さらに賃金制度による規則等の改定、最低賃金等への対策を示し、残業の多寡による賃金総額が変わらない仕組みはリスクが大きいことを指摘した。

最後に、「2024年問題は2024年がゴールではなくスタート」「2024年問題を放置すると様々なリスクが顕在化し事業継続が出来なくなる恐れがある」「2024年問題への対応には、①労働時間の管理とその削減②ドライバーの賃金維持③適正な運賃・料金の収受が不可欠である」とまとめた。

全ト協主催のWeb研修会に参加

大分県トラック協会女性部会(加来美恵子部会長)は3月20日、公益社団法人全日本トラック協会女性部会が主催する「改善基準告示の改正にかかる研修会(Web配信)」に、大分県トラック会館3階中会議室において参加した。

全ト協の馬渡雅敏副会長が講師を務め、①トラック運送業界の働き方改革について②改善基準 告示の見直しについて③労働環境の改善に向けた取り組み等について、説示を行った。

働き方改革の実現に向けた課題として、ドライバー不足への対応、荷主や一般消費者に対する 理解促進、法令遵守の徹底を掲げ、ドライバーの他産業への流出抑制や若年層や女性、高齢者の 雇用創出が重要であるとした。



また、総合物流施策大綱の概要と物流標準化の取組、 農水省・物流事業者に対するアンケート結果を踏まえ た県域を越えた共同輸送(ストックポイント設置によ る荷物の集約)等の事例を紹介。持続可能な物流の実 現に向けた検討会の概要、不足する輸送能力の試算、 中間とりまとめと課題への対応などを説示。最後に、 質疑応答が行われたのち、Web研修会は終了した。

円滑な価格転嫁の実現に向けて

公正取引委員会として、価格交渉促進月間が始まった令和5年3月1日、適正な価格転嫁の実 現に向けた更なる取組方針を取りまとめ、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクショ ンプラン」として公表しました。

貴団体におかれましては、下記の要請事項について会員事業者への周知をお願いいたします。

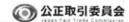
- 1. 公正取引委員会は、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの 急激な上昇という経済環境においては、
 - 。受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場 を設けていくこと
 - 。受注者からの取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない 理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと

が発注者に求められている旨を明確化してきたところであり、令和5年アクションプラ ンにおいて改めて記載しました。

貴団体におかれましては、発注者となる会員事業者が積極的に価格転嫁に向けた協議の 場を設け、適正な価格転嫁が実現するよう、御協力をお願いいたします。

2. 公正取引委員会は、令和5年アクションプランにおいて、今後、令和4年6月1日から 令和5年5月31日までを調査対象期間として、転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施する こととしました。

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要



- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)の内容も踏まえ、 「令和4年中小事業者等取引 公正化推進アクションプラン」を策定し、 適正な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施 や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。
- ■公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、 新たに「令和5年中小事業者等取引公 正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。
- 公正取引委員会は、引き続き、価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せら しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。 中小事業者等から寄せられる情報も活用

①独占禁止法の執行強化

②下請法の執行強化等

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- 緊急調査 (22業種11万名) を上回る規模の業種及 ・下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、 び発送数の書面調査の実施(コスト構造において労 務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査 対象期間:令和4年6月1日~令和5年5月31日) 【令和5年6月目途】
- ①注意喚起文書を送付した発注 2 緊急調査において、 者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格 の据え置き等が認められた発注者については、その 後の価格転嫁の取組状況確認 (フォローアップ)
- ・立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】
- 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査
- 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立 入調査の実施、注意喚起文書の送付
- 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

- 1 重点的な立入調査
- 令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月 目涂】
- 重点的な立入調査の実施【継続実施】
- 下請法違反行為の再発防止が不十分な 2 相談対応及び情報収集の実施 事業者に対する取組
- ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会 決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続 実施】
- 3 法違反等が多く認められる業種におけ る取引適正化に向けた取組強化の把握
- ・関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施し た取引適正化に向けた取組強化内容について 必要なフォローアップ【令和5年内目途】

- 法律上問題となり得る取引価格の据え置き に関する考え方の周知
- 円滑な価格転嫁に向けた要請【維続実施】
- ・経済団体等への働きかけ [維結集体]
- ・ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】
- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用 等 【継続実施】

(不当な下請取引) ゼロゼロ 電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00 (土日祝日・年末年地を除く。

・中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為 情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等(下記の独占禁止法Q&Aの1及び2に該当する行為)

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q&A Q20 (抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、 優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

l 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず。 価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと 、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払選延等防止法に関する運用基準」においても、 同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

受注者からの要請の 有無にかかわらず、 発注者から積極的に 価格転嫁に向けた協議 の場を設けていくこと が重要

大分県における価格交渉促進月間の取組について

3月は国の「価格交渉促進月間」となっています。大分県においても2月17日に締結した価格 転嫁の円滑化に関する協定に基づき、重点的な普及活動を実施しますので、下記についてご協力 をお願いします。

1 広報媒体等を活用した会員等への情報発信の強化

- 。各機関・団体のホームページや広報誌、会議・セミナー等において、価格転嫁の状況 や支援策について積極的な情報発信をお願いします。
- 。ホームページへの掲載等にあたっては、大分県ホームページ掲載例(https://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/kakakutenka-enkatsukasuishin.html)を参考としてください。県ホームページへのリンクでも結構です。なお、県では今後パートナーシップ構築宣言の企業名や、市町村別・業種別の宣言数についても掲載予定です。
- 。会議やセミナーでの説明・講演の機会がある場合は、本県担当までお知らせください。対応者を調整いたします。

2 価格交渉促進・賃上げ等支援セミナー(仮称)の開催

。価格調査の結果や支援策などを紹介するセミナーを3月中にオンラインで開催予定です。決まり次第別途お知らせしますので、会員等への周知についてご協力をお願いします。

合同新聞3月7日号掲載の「価格転嫁の円滑化協定」の記事



年問題」について説明。 能力が不足する「2024 限が設けられることで輸送 ドライバーの残業時間に上 の人手不足や来年4月から 現への協力を要望した。 ック運転手の働き方改革実 浜町)に適正な運賃やトラ と県トラック協会は、県商 土の協力が必要として、 **上会議所連合会(大分市長** 労働改善に協力を 高原哲支局長が運送業界 八州運輸局大分運輸支局 県商議所連合会に要望 ク運転手 Ó

浩会長(左から2人目)ら彰会長(左端)に要望書など彰会長(左端)に要望書など



改革にご理解いただきた 効率的な輸送といった物流 討―などを要請した。 労働改善に向けた施策の検 行し、食品物流の現状につ い」と述べた。 待ち時間の軽減など長時間 に要望を周知する。 で、このままでは大きな問 輸業界の人手不足は顕著 ている。適正運賃の収受や 刀不足を長時間労働で賄っ 述べた。今後、 (大分商議所会頭)は になると認識している」 連合会の吉村恭彰会長 協会の仲浩会長は 九州農政局の担当者も同 指原祐輔 運

合同新聞3月16日号掲載の「県商工会議所連合会に働き方改革実現への協力を要望」の記事

パートナーシップ構築宣言の促進

国では、取引先との共存共栄の取組や取引条件のしわ寄せ防止を代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を促進しています。

大分県でも宣言企業の増加を目指してまいります。

- (1) パートナーシップ構築宣言の概要と登録方法 以下のウェブサイトから登録できます。 https://www.biz-partnership.jp/outline.html
- (2) 登録企業リスト (大分県内パートナーシップ構築宣言企業一覧) https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2180342.pdf
- (3) 補助金の加点等優遇措置

経済産業省や国土交通省などの補助金の審査において加点措置が受けられます。 加点措置のある補助金については、以下のウェプサイトでご確認ください。

https://www.biz-partnership.jp/info.html#vhap-subsidy

※登録を希望される方は、4月号に同封している「「パートナーシップ構築宣言」の登録について」をご参照下さい。

「働きやすい職場認証制度」 令和5年度申請スケジュールのご案内

自動車運送事業者による働き方改革の取組(職場環境の改善努力)を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」について、認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令

和5年度より、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて、新たに「三つ星」を導入します。

「三つ星」においては、「一つ星」・「二つ星」よりも認証項目を追加するとともに、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などを事業者が主体的に設定し、その改善に向けたPDCAが適切に回っているかについても審査します。

審査要件は、「A 法令遵守等」「B 労働時間・休日」「C 心身の健康」「D 安心・安定」「E 多様な人材の確保・育成」「F 自主性・先進性等」の6分野について取組要件を満たしていることとなります。

認証手続きは、国語交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証団体として申請受付、審査及び認証手続きを実施します。

- ◎審査料・登録料(「一つ星」・「二つ星」) ※料金は全て税込
 - 。審査料 55,000円+3,300円×営業所数(本社除く)
 - 。登録料 66.000円 + 5.500円×営業所数(本社除く)
 - ※「三つ星」の審査料・登録料については、後日日本海事協会より公表
- ◎スケジュール (予定)
 - 。「一つ星」新規・継続/「二つ星」新規認証
 - (1) 申請受付期間 令和5年7月18日~9月15日
 - (2) 認証事業者の公表 令和6年2月以降順次
 - 。「三つ星」新規認証
 - (1) 申請受付期間 令和5年9月19日~10月16日
 - (2) 認証事業者の公表 令和6年3月以降順次
- ※詳細は、国土交通省自動車局「働きやすい職場認証制度」紹介HPにて https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000025.html

取り組もう、再配達削減!! ~本年4月は「再配達削減 PR 月間」! 受取は1回で!~

2024年(令和6年)4月からは、トラックドライバーの「働き方改革」の法律が適用され、現状のままの運び方が難しくなります(物流の「2024年問題」)。

今般、それまで残り1年となるのを機に、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、 再配達削減に向けた取組を強力に実施してまいります。

国土交通省では、「総合物流施策大綱」において宅配便の再配達率の削減目標(2020年度10%程度→2025年度7.5%程度)を設定し、その削減に取り組んでおりますが、2024年(令和6年)4月からトラックドライバーへの労働時間上限規制が適用されることから、物流への負荷が高まるところが懸念されます。

このため、国土交通省では、経済産業省と連携し、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、宅配便・EC(eコマース)・通販の事業者とともに、再配達削減に向けた取組を強力に推進してまいります。

国土交通省・経済産業省の取組

- 。SNSによる広報
- 。参加事業者のリスト取組内容を国土交通 省のHPに掲載
- 。政府広報テレビ番組での紹介

宅配便・EC・通販事業者の取組

- 。自社のHPやSNSを通じ、国民に対し再 配達削減を呼びかけ
- 。自社HPに国土交通省・経済産業省が提供 するバナーを掲載

呼びかける内容

- 。時間帯指定の活用
- 。各事業者の提供しているコミュニケーション・ツール等(メール・アプリ等)の活用
- 。コンビニ受取や駅の宅配ロッカー、置き配など、多様な受取方法の活用
- 。発送時に送付先の在宅時間を確認

Gフ広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となる得る劇物等の適正な管理等の徹底について」(令和5年3月3日付け薬生総発0303第1号·薬生薬審発0303第1号·薬生監麻発0303第3号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)で指導等をお願いしているところです。

今般、本年開催予定のG7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事開催に備え、 危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記 に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知)、 「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」(平成30年7月24日付け薬生 薬審発0724第1号医薬品審査管理課長通知)等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和25年 法律第303号)第11条第1項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされてい るかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

『国税だより』

◎マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、 健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

◎税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ(https://www.nta.go.jp 又は 国税庁 検索)にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー >」をご覧ください。



○大分税務署 (電話 097-532-4171)※自動音声案内

大分産業機械技能教習所だより

【令和5年度 技能講習·実技教習計画、講習料一覧表】

	試験	種 別	講習	内容	講	習料	講習実施月日		
区別	種 類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月	
免許	移動式クレーン	全科(学科·実技)	5日	26H	99,000	4,565	15日~19日	5日~9日	
許	登録第38号	実技のみ	4 日	9H	90,200		15日~18日	5日~8日	
	車	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持 者(3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	22日~23日	20日~21日	
		全科(学科·実技)	6日	38H	93,500	1,430	1日~2日と 8日~11日 24日~26日と 29日~31日	12日~16日と 19日 26日~30日と 7月3日	
	解 体 用 登録第3-21号	車両系(整地等·旧解体)技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,606	12日	9日 22日	
 技	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等) 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,606	15日~16日	12日~13日	
	高所作業車	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,914	8日~9日 22日~23日	5日~6日 28日~29日	
		普通運転免許所持者	3 日	14H	38,500	1,914	8日~10日	5日~7日	
能	登録第3-22号	普通運転免許なし	3 日	17H	47,300	1,914	22日~24日	28日~30日	
	小型移動式 クレーン	玉掛·床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	10日~12日 17日~19日	6日~8日 14日~16日	
	登録第3-20号	免除なし	3 日	20H	46,200	1,370	17 🗆 ~ 19 🗆	28日~30日	
講	玉 掛 け	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3 日	15H	19,800	1,650	29日~31日	21日~23日	
	登録第41号	免除なし	3 日	19H	24,200	1,650			
習		フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	8日と12日	6日と12日	
	フォークリフト	大型・中型・普通運転	4日	31H	29.700	1班	8日~11日	6日~9日 13日~16日 19日~22日	
	70 A3 AA 4 1 13	免許所持者	4 11	3111	29,700	1,650 2班			
	登録第4-1号					土・日		3日~4日と 10日~11日	
		普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650		5日~9日	
	ショベルローダー	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が達した時点で	一定の人数に	
	登録第4-2号	大型·中型·普通運転 免許所持者	5日	31H	31,900	1,870	ます。	,	
特	- , , ,	上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705		1日~2日 19日~20日	
特別教育		体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,370		26日~27日	
育	ローラ	- (制限なし)	2日	10H	12,100	1,397		26日~27日	
	フォークリフト	(最大荷重1トン未満)	2日	12H	12,100	1,650		1日~2日	
	職長・安全衛星		2日	14H	12,100	1,650	25日~26日	12日~13日 26日~27日	
	熱中症予防労	労働衛生教育	1 日	3.5H	4,400	1,430		5日	

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

大分労働局長登録教習機関

二根 大分産業機械技能教習所

〒870-0905 大分市向原西1-5-11

TAX (097) 554-2246 FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和5年度 講習案内

~ 現場の安全は、教育から ~

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。 (講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

◎はい作業主任者技能講習(定員各50名)

6月26日(月)・27日(火)

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

10月17日(火)·18日(水)

(2024年3月30日まで有効)

1月22日(月)・23日(火)

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

7月14日(金)

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育(定員30名)

9月5日(火)

◎交通労働災害防止担当管理者教育(定員20名)

10月6日金

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受 講 資 格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振 込 先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部(リクサイボウオオイタケンシブ) ※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

- ※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)
- ※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にて お願い致します。
- ※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。 (HP:http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/·TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合せ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部

☎ (097) 556-7866 FAX (097) 552-1591 〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27 大分県トラック会館内

受講申込書(修了証台帳)

縦3.0cm 横2.4cm 写真の裏に氏名 を記入のこと。 デジカメ 不可 カラーコピー 不可 写真1枚 (貼らないこと)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受年	講 月 日	自 至	令和	年年	月月月	目目	受講講	習名				
	リガナ					男・	※ 修了証	番号	子 第	;		号
氏	名					女	交付	年月日	日令	和	年 .	月 日
生生	年月日	昭和平月		年	月	Ħ						
		Ŧ						TEI		_	_	
現	住所							携帯電				
	1							FΑΣ	X			
勤	所在地	₹						TEI	_	_	_	
	// 12-0							FΑΣ	X	_	_	
務先	フリガナ 名 称							※ 事業ョ 証 明	主	n · 平	和年	
		下	欄に、本	人確認書	類(自動車	運転	免許証) ∅	<u> </u> 写しを			(V)	
				許証(写)			<u> </u>			- , -		
注					て記載のこと。		込年月日	令	和	年	月 	日
)場合を除る い作業主任	き不要のこと。 者技能	中' /	入者氏名 講者本人)					F
						*	資格証写	写 耳	真講	習料	担当者	実施管理者
						照合	23,14,1111		HIT	, ,	<u>~— ч н</u>	

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部 技能講習·安全教育申込用紙

受講料

現金・振込

合計

テキスト代

入金日

令和5年度 大分県交通安全県民運動実施要綱



優しいマナーと思いやりの 運転県おおいたシンボルマーク

1 目 的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」(令和3~7年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみの運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和 5 年 4 月 1 日(土)から翌年 3 月 31 日(日)までの1年間

3 スローガン

優しいマナーと思いやりの運転県おおいけっ

- 4 運動の推進事項 (次ページ参照)
- 死亡事故等重大事故の更なる抑止 ~道路交通の場での緊張感の保持~
 - 横断歩道でのマナーアップ推進
 - 自転車安全利用の促進
 - 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 高齢者とこどもの交通事故防止
 - 高齢者とこどもの安全な通行の確保
 - 参加体験型教育など、より効果的な交通安全教育の実施
 - 運転に不安を覚える高齢者の運転免許自主返納の促進
- 飲酒運転の根絶 ~ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ~
 - 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化
 - アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な啓発をお願いします。

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎日20日	県民交通安全日
毎月20日 	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

自転車月	間	5月 1日(月)~ 5月31日(水)	31日間
春の全国	国交通安全運動	5月11日(木)~ 5月20日(土)	10日間
交通マナ	ーアップキャンペーン	7月 1日(土)~ 7月31日(月)	31日間
	おおいた夏の事故ゼロ運動	7月14日(金)~ 7月20日(木)	7日間
交通安全県民大会		9月14日(木)ホルトホール大分	
秋の全国	国交通安全運動	9月21日(木)~ 9月30日(土)	10日間
飲酒運転	伝根絶キャンペーン	12月 1日(金)~12月20日(水)	20日間
	おおいた冬の事故ゼロ運動	12月 6日(水)~12月12日(火)	7日間
飲酒運転	根絶イベント	12月 8日(金)大分市中心部	

死亡事故等重大事故の更なる抑止

~道路交通の場での緊張感の保持~

(1)横断歩道でのマナーアップ推進

● ドライバー 横断歩道では歩行者有無の確認。 歩行者がいれば歩行者優先の運転を心がけよう

県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき 一時停止するドライバーは、32.9%と全国平均 (39.8%)を下回っています(2022年JAF調

〇自転車安全利用五則

1.車道が原則、左側を通行

3.夜間はライトを点灯 4.飲酒運転は禁止

5.ヘルメットを着用

歩道は例外、歩行者を優先

2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

● 歩行者 道路横断時は、手をあげるなど、ドライバーに意思表示をしよう 止まってくれたドライバーには、会釈をしたり手を上げるなど、感謝の気持ちを伝え、 ドライバーと歩行者とで思いやりの連鎖を!

(2)自転車安全利用の促進

- 自転車利用者はヘルメットを着用 (4/1~改正道交法、改正条例施行)
- 交通ルールを守った運転をしよう
- 事故率の高い中高生や高齢者は特に注意
- 自転車保険への加入は義務です!

(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

● ドライバー

早めのライト点灯とライトアップ走行に努めよう

※過去5年間、暗くなってから歩行者をはねた死亡事故において、 ドライバー全員が、ロービーム走行でした(38/38人中、H30~R4)

) 歩行者

早朝・夕暮れ時等の外出時は明るい服装と反射材を着用しよう ※過去5年間、暗くなってから車にはねられ死亡した歩行者全員が、 反射材を着用していませんでした(38/38人中、H30~R4) 「早めのライト、ハイビーム、反射材は、夕暮れ・夜間事故防止の特効薬!」



ac 66

(4)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務です
- こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく着用しよう。

高齢者とこどもの交通事故防止 2

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- 高齢者やこどもに優しいマナーと思いやりのある運転をしよう。
- 病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層注意をしよう

(2)参加体験型教育など、より効果的な交通安全教育の実施

- 参加・体験型の交通安全教育(講習)により、身体機能の変化の認識を深めよう
- より安全なサポカー利用促進のための啓発をしよう

(3)運転に不安を覚える高齢者の運転免許自主返納の促進

● 運転経歴証明書の機能や運転免許自主返納支援制度の周知にご協力を



大分県では高齢者の運転免許自主返納を応援しています! 詳しくは県のホームページをご覧ください



安全運転相談窓口は





3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質・危険な犯罪です!!

~飲酒運転を許さない気運の醸成~

(1)罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化

● 幅広い世代に対する厳しい罰則(懲役、罰金、免許取消)や危険性の周知をしましょう

酒酔い運転・・・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

免許取消欠格期間3年

酒気帯び運転・・・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間

(2)アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- 依存症等アルコール相談窓口
 - 〇 県内各保健所
 - こころとからだの相談支援センター (097-541-6290)受付:月~金(祝日を除く)

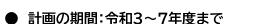
8:30~12:00、13:00~17:00





第11次大分県交通安全計画

~大分県の交通安全の基本方針~



● 目 標 :死者数34人 重傷者数220人 以下

優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

● スローガン:優しいマナーと思いやりの運転県おおいた

※ シンボルマーク

「ドライバーや歩行者が優しい気持ちになり、交通ルールやマナーを守ってほしい」との思いが 込められています。啓発品への活用も可能です(大分県交通安全推進協議会まで連絡をください)

交通安全教育事業

お問合せ先

県交通安全推進班 097-506-3062

- ●「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています。
- ●「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています。 詳細は、県のホームページをご覧ください。

交通事故遺児被害者支援事業

● 県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に 各種助成金を給付しています。交通遺児に対する温かい寄付のご協力をお願いします。

お問合せ先

協議会事務局

097-506-3063

● 交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています。 電話相談や各地域への巡回も行っています。相談は無料です。お気軽にお問い合せください。

お問合せ先

県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会

事務局:大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先:097-506-3062(3063)

大分県大分土木事務所よりお知らせ

大在大分港線大商前(II) 横断歩道橋修繕工事にかかる高さ制限について

標記のことについて、令和5年8月8日から令和5年12月1日(予定)まで歩道橋修繕工事を 行います。これに伴い高さ制限を3.8メートルとし、今後、おおいた防災情報ポータルや道路看 板にて注意喚起を行います。

つきましては、安全な通行をお願いするとともに、高さ制限について貴協会員あて周知してい ただきたくご連絡いたします。

なお、高さ3.8メートル以上の車両につきましては、道路管理者から特殊車両の通行許可を受けることが必要である旨申し添えます。

※おおいた防災情報ポータル https://oita-bosai.secure.force.com/



迂回経路図



自動車ユーザーの皆様へ

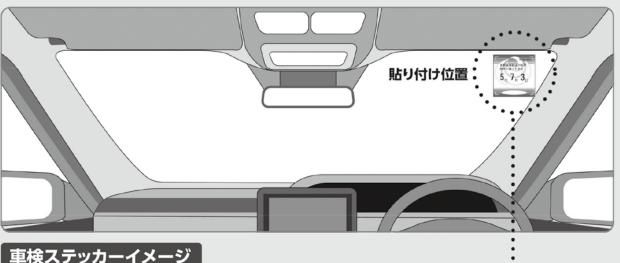
令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッ カーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「前方かつ 運転者席から見やすい位置 | に変更しました。 自動車ユーザーの皆様 におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただ けますようお願いします。



(前方かつ運転者席から見やすい位置) 運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



車外前方 から見た イメージ



車室内 から見た イメージ





国土交通省 自動車局 整備課

NASVA

NASVAは安全・安心のパートナー

独立行政法人 自動車事故対策機構

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第 三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日(祝日の場合は火曜日以降)とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和5年度 土曜開業日カレンダー ◇

4月

	月	火	깛	家	盒	土
						7
2	თ	4	5	6	7	œ
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

(5月)

	月	火	冰	家	盒	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(注:各支所の開業時間は8時30分~17時15分となっております)

独立行政法人 自動車事故対策機構 大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

http://www.nasva.go.jp

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
16	鶴崎海陸運輸㈱ 疋田 智昭	疋田 功道	代表者の変更
21	(有)小野自動車工場	(株)小野自動車	名称の変更
31	(株)大分メタルズ 湯越 博道	田中 大介	代表者の変更
33		(有)天本興業中津営業所 松尾 太一 中津市三光臼木1678番 4 TEL 080-8889-0317 FAX 0973-26-6007	営業所の新設 県北支部

燃料情報

令和5年2月末現在で調査した県内の 軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円)

	価	格(県内)		
	最高	最低	平均	
スタンド平均	142.0	109.5	123.2	
ローリー平均	123.3	105.4	110.1	
カード平均	141.3	109.5	118.4	

2. 購入メーカー

	件数	割合
JX日鉱日石	8	29.6
出光	6	22.2
昭和シェル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コスモ	6	22.2
その他	6	22.2
合 計	27	100.0

			月	22年										23年	
区分				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
スタ	ンド	大	分	131.4	125.4	128.3	131.4	124.3	125.8	128.4	123.9	122.3	125.0	124.7	123.2
平	均	全	玉	126.4	123.9	120.0	125.4	121.6	119.7	120.0	119.9	120.2	120.7	120.4	119.5
ロー	1) —	大	分	116.7	115.2	110.6	115.2	112.6	110.0	111.3	112.3	111.1	111.3	111.0	110.1
平	均	全	国	116.0	114.2	109.3	114.9	110.5	109.1	110.6	110.1	109.4	110.1	110.2	109.0
カー	- F	大	分	124.8	122.4	117.3	125.7	119.4	119.2	121.2	120.3	118.2	118.8	118.8	118.4
平	均	全	国	125.7	124.1	119.3	124.2	120.7	119.0	120.1	119.3	120.0	119.5	119.6	118.4

- 注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)
- 注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和5年2月)

令和5年3月24日現在 (公社)全日本トラック協会

令和5年2月

単純計算表

地区:九州 (沖縄除)

スタンド平均	ローリー平均	カード平均
121.00	110.18	120.76

令和5年2月

元売別集計表

地区:九州 (沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.36	109.86	123.55
出光昭和シェル	119.65	110.75	119.70
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コスモ	118.50	106.65	121.76
そ の 他	109.25	110.99	118.74

令和5年2月

購入量別集計表

地区:九州 (沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	122.23	110.24	121.34
30~50キロリットル未満	109.00	110.30	111.85
50~100キロリットル未満			
100キロリットル以上	109.50	108.67	

令和5年2月

支払期限別集計表

地区:九州 (沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	118.29	111.90	124.19
30 ~ 60 日 未 満	122.55	109.94	119.47
60 日 以 上	120.30	108.14	

軽油価格推移表

地区:九州 (沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和4年10月	120.32	110.57	122.47
令和 4 年 1 1 月	120.92	110.98	123.54
令和4年12月	121.54	111.37	121.68
令和5年1月	122.13	110.75	122.56
令和5年2月	121.00	110.18	120.76

[※]消費税抜きの価格となります。

行事予定表(4月16日~5月15日)

日	曜	行 事
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	令和5年度 第1回適正化事業指導員研修会「初級研修」(13:00 全日本トラック総合会館) 令和5年度 公益法人制度に関する説明会(13:30 大分県庁舎本館) 九州トラック協会 会計監査(16:00 福岡県トラック総合会館)
26	水	令和5年度 第1回適正化事業指導員研修会「初級研修」(全日本トラック総合会館)
27	木	令和5年度 貨物自動車運送適正化事業実施機関情報処理システムに係るシステム研修(10:00 全日本トラック総合会館)
28	金	輸送事業部業務連絡会議 (14:00 全日本トラック総合会館 or Zoom)
29	土	昭和の日
30	日	
5/1	月	
2	火	
3	水	憲法記念日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	春の全国交通安全運動(11日から20日まで)
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	 ご 注 文 部 数
1	運転日報(基本)	100枚	220	
2	運転日報(応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1 冊	176	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1 冊	176	
6	点呼記録表(25名用 A)	100枚	781	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1 冊	396	
12	車輌管理台帳	1 冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳ファイル	1 冊	990	
15	運行管理者届	1 枚	77	
16	整備管理者届	1 枚	77	
17	運行管理規程	1 冊	264	
18	整備管理規程	1 冊	198	
19	タコチャート紙 M7-120	1 箱	660	
20	タコチャート紙 M7-140	1 箱	660	
21	タコチャート紙 M26-120	1 箱	660	
22	タコチャート紙 M26-140	1 箱	660	
23	運送約款(掲示用)	1 枚	132	
24	運送約款 (冊子)	1 冊	198	
25	運行指示書(輸送文研社)	1 冊	627	
26	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	
ご住所	<u>- </u>	,	お電話	
. , ,	•		/	

ご住所(〒	_)	お電話
			() —
貴社名			担当者名

[※]この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

社内準備を進めましょう

Step1 社内に該当する従業員がいるか確認しましょう。

ドライバーだけでなく、事務職や作業職も対象になります。

Step2 該当する従業員がいる場合は、原因を洗い出しましょう。

社内

労働時間の適切な把握を行い、 それぞれの業務量が適正か社内 の体制に原因がないかチェックを します。

荷主

荷主庭先における長時間の待機時間や荷役時間、無理な運行の依頼など、荷主に起因する原因がないかチェックします。

Step3 時間外労働の削減に向け、具体的に取り組みましょう。

社内

業務量に偏りがあれば、管理体制、 仕事の進め方、業務フローなどを 見直し、平準化を図るなど、業務 の効率化を進めます。

荷主

荷主に対し、具体的な問題点を挙げ、見直しに向け、話し合いの場をもち、改善が図られない場合は、 残業手当の上昇分を荷主に負担してもらうことを検討します。

令和6年4月から

時間外労働年 960 時間の上限規制が始まります!

令和6年4月から、自動車運転者について、時間外労働の年960時間の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示も見直されます。

時間外労働が年960時間を超えているドライバーがいる場合は、令和6年4月からの適用に向けて、荷主と話し合いの場を持ちましょう。

また、将来的には時間外労働の上限規制が一般職と同じ年720時間になることも、今から念頭において取り組みを進めましょう。

制度の詳細は、最寄りの労働基準監督署に お尋ねいただくか、厚生労働省ホームページ をご確認ください。





〒 160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 2 番地 5 号 TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

全ての事業主が

令和5年4月から

月60時間を超える時間外労働に対し、

50%以上の割増賃金率で

計算した割増賃金を 支払わなければなりません!



時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率





中小企業には適用が猶予されていましたが、平成30年6月に成立した働き方改革関連法により、中小企業においても令和5年4月より月60時間を超える部分の時間外労働の割増賃金率が、25%から50%に引き上げられます。

該当する従業員がいないかチェックをし、早めに対策を検討しましょう!

